

部活動の動向—指導なのか、働き方改革なのか—

佐々木 隆

プロローグ

「特別活動」は学級活動、生徒会活動（児童会活動）、学校行事から成り立っている。筆者は「特別活動 部活動の取り扱いに関する動向を巡って」（2018）、「『文化』を考える—COIVD-19 の影響」（2022）で学校教育における部活動について論じた。かつては必修化されていたクラブ活動は中学校・高等学校の学習指導要領から廃止され、特別活動から除外され、現在では課外活動の一環として部活動が実施されている。しかし、COVID-19 により授業だけでなく、学校行事はもちろんのこと、部活動ができなくなったことが大きくクローズアップされた。

部活動は教員にとって大きな負担であるが、教員の指導の問題なのか、それとも教員の働き方改革によるものとして捉えていくのがよいのか、今一度ここで考えてみたい。

1 部活動の役割とは

特別活動では重要な視点として「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」（文部科学省 b 6）がある。そして、部活動にはまさにこの 3 つの資質・能力が育成するにはふさわしい活動である。

このことは特別活動の目標もある。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必

要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようとする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う（文部科学省 b 11）。

「人間関係形成」は部活動という集団活動を通して他者との協働の中で自分を高めていくことになる。部という組織内での人間関係、スポーツ競技におけるチーム等における人間関係、文化部においてもグループによる活動における人間関係の構築がある。部活動ではスポーツでは個人競技と集団競技があり、文化部においても個人活動により成果を発表するものと、集団でパフォーマンスを行うものがあり、部を運営するための人間関係と自己実現するために行うパフォーマンスに必要な人間関係とがあろう。

「社会参画」は部活動の成果が学校内にとどまることなく、地域での活動はもちろんのこと、都道府県での大会をはじめ、全国大会への出場など選手としては個人として、あるいは部として出場しているという意識が高いかもしれないが、学校に在学している生徒であるからこそ参加資格があることから、当然のことながら学校として参加していることになる。このため、夏の全国高等学校野球甲子園大会などは全試合が放映され、出場校にとっては大きな宣伝効果ともなっていることも事実である。部活動が学校にとって大きな宣伝効果になっていることは否定できないのである。筆者は「特別活動 部活動の取り扱いに関する動向を巡って」(2018) の中で「部活動と学校の宣伝」(佐々木 24・25) として論じたので詳細は割愛するが、これは教育現場にとっても無視できるもの

ではない。さらに、昨今問題になっている部活動の指導者の行き過ぎた行動による暴力行為などの問題も問題をより複雑化しているのではないだろうか。

「自己実現」は部活動を通して、教科という枠にとらわれずに自らが目指す目標を達成しようすることは教育的效果は大きいと言わなければならない。さらに、学校行事として文化祭などの出店や参加などでも部単位での参加があるなど、正課外活動が学校行事に大きく関わっていることを考えると、教師の負担になるからその活動を学校の外へ追いやりうとする昨今の流れは本当にるべき姿なのか疑問に思うところも多々ある。

2 部活動と教員の働き方改革について

部活動と教員についてはこれまで何度も何度も取り上げられてきた。文部科学省「運動部での指導のガイドライン」（2013年5月）では顧問を担当する教員にも積極的な実践研究などを通して指導方法を向上させることを望まれるとした（文部科学省 a 12）。

ガイドラインの「まえがき」には働き方改革以前に、部活動の指導の改革が必要であることが謳われている。

このような運動部活動の場において、毎年、指導者による体罰の事案が報告されてきました。さらに平成24年12月には体罰を背景として高校生が自ら命を絶つとの痛ましい事案が発生し、運動部活動における体罰が社会的に問題となっていることから、政府の教育再生実行会議の第一次提言では、運動部活動指導のガイドラインを作成することが提言されました。

このような背景から、文部科学省では、平成25年3月より有識者による運動部活動の在り方に関する調査研究を行い、同年5月27日

に調査研究報告書がとりまとめられました。

同報告書では、全国的に運動部活動での指導において体罰を根絶するとともに、現在積極的に取り組まれている運動部活動の指導者を支援することを目指して、今後の運動部活動での指導を行うに際して考慮されたい基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」を作成いただきました。（文部科学省 a まえがき）

部活動は学習指導要領では正課外活動としてしながらも、このガイドラインでは「運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について①運動部は学校教育の一環として行われるものです」（文部科学省 a

1) としていた。この時の学習指導要領は中学校は 2008 年 3 月、高等学校は 2009 年 3 月によるものだ。この当時は総則や保健体育での扱いが記載されていた。しかし、現行の高等学習指導要領総則の解説で以下のような扱いとなっている。

本項で示す体育に関する指導については、積極的に運動する生徒とそうでない生徒の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようになることが大切である。

このため、教科としての保健体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、体育祭、集団宿泊活動や集会などの特別活動や、運動部活動などの教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校の教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている（文部科学省 c 36）。

高等学校学習指導要領解説の「保健体育」では同様に以下のように掲載

されている。

(4) 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いの改善

(1) 学校における体育・健康に関する指導との関連

指導計画の作成に当たっては、第1章総則第1款2(3)に示す「健やかな体」の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意することとした（文部科学省 d 18）。

部活動は運動部だけではない。文化部については運動部のガイドラインから遅れること5年、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（2018年12月）が出されている。

〈文化部活動の特色と課題〉

○ 文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。例えば生徒のニーズを見ても、自らの目標を達成する活動として大会やコンクール、コンテスト、発表会など（以下「大会等」という。）に積極的に挑戦する生徒もいれば、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にしている生徒、中には部活動をきっかけに将来にわたり芸術文化等の専門家としての道を歩む生徒もいる。一方、部活動の選択肢が少ない等の消極的理由で文化部活動に入部する生徒もいる。また、活動頻度や活動時間についても、年間を通して積極的に活動を行い、練習時間や拘束時間が長時間に及ぶ部もあれば、大会等に向けて特定の時期に集中的に活動する部もあり、週1～2日短時間の活動をするだけの部もある。

- また、文化部活動の中には、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したり、運動部の応援として試合に同行したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日がとりづらくなっている場合もある。（文化庁 3）

新しい学習指導要領との関係については次のように述べている。

- さらに、新しい中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示。平成 33 年 4 月施行。）及び新しい高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示。平成 34 年 4 月施行。）では、「多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。」としており、地域の文化芸術の継承、創造、発信の場である図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の積極的な活用や有形・無形の文化財など本物の文化や芸術に直接触ることは文化部活動の水準の向上の観点からも重要である（文化庁 5）。

内容として首をかしげたくなようなものもある。「5 学校単位で参加する大会等の見直し」のアについて取り上げておきたい。

文化部活動に関わる全国組織及び文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者は、4 を踏まえ、単一の学校からの複数グループの参加や複数校合同ループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加、本ガイドラインの遵守を条件とした参加資格等の在り方や、大会等の規模もしくは日程等の在り方、部活動指導員による単独引率や外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直し及び関連規定の整備を速やかに行う。

また、文化部活動に関わる全国組織及び文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者においては、都道府県レベルの傘下組織におい

て同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う（文化庁12-13）。

4とは「生徒のニーズを踏まえた環境の整備」である。いわゆる運動部には当てはまらない部分がかなりある。必要なことは参加資格うんぬんではなく、部活動指導員による単独引率や外部人材の活用などの運営の在り方ではないだろうか。また、生徒は個人ではなく、学校の生徒として参加することになれば、教員の役割と部活動指導員の役割をどうするのかはかなり切実な問題である。部活動指導員については拙著「特別活動 部活動の取り扱いに関する動向を巡って」（佐々木 21-23）でも触れているが、2017年4月1日からの学校教育法施行規則の一部改正により部活動指導員が法的に定められたことは一連の流れの中で注目しておきたい。現場の状況も踏まえる必要がある。杉本直樹・中原淳対談「学校で行う部活動の『これから』」（2019）の中で、部活動の顧問と生徒の関係について次のように述べている。

中原 長時間労働を考えるにあたって、特に中学校の場合は部活動の問題を避けて通れません。それは先生方の労働時間に占める割合だけではなく、生徒の学習や生活に与えている影響の大きさからも言えることだと考えています。実際に、先生の目からご覧になって中学校生活の中で、担任の先生よりも部活動の先生との時間の方が関わる時間は長くなっているものなんでしょうか。

杉本 長さというよりは、濃さの問題はあるかもしれません。子供たちの視点で考えると、例えば野球やサッカー、バスケットなど、自分の好きな活動に参加しているわけです。顧問の先生は、それを教えてくれる、さらにチームをまとめている存在です。担任の先生とはちょっと質の違った関わりにはなると思います（杉本・中原 189）。

部活動の顧問と担任教員の果たす役割は異なるが、学校と言う場で行われる以上、また顧問がいわゆる教員免許状を有しているその学校の教員ともなれば、果たす役割は異なるにせよ、教員の一環として目指すものは最終的には同じことになる。部活動の指導員をいわゆる外注することすべてが解決するわけではなく、教員の負担が軽減されるかと言えば、それもまた疑問は残る。

学校教育の変化で大きく論じられることがあるゆとり教育は、筆者の考えでは生徒のゆとりを促すものではなく、教員の週休2日制を正当化するための方便にすぎなかつたのではないかと考えている。2016年10月6日の東洋経済ONLINEの「働き方改革」に見える「ゆとり教育」と同じ轍 そもそも少子高齢化は克服すべき問題なのか では千葉商科大学教授・常見陽平と日本の育児・教育・中学受験ジャーナリスト・おおたとしまさの対談で気になるところがある。これは「一億総活躍プラン」を背景にしたものだ。

常見：いかにして「一生懸命働かない社会を作る」か、ですよね。一生ずっと年収500万円から600万円と横ばいで、でも子どもを2人大学に入れられるような社会が来たらいいなと思うんですよ。しかも、ちゃんと18時に退社できるという。

おおた：ええ。「一億総活躍プラン」のなかでも「『働き方改革』が最大のチャレンジである」と安倍首相は断言しています。

しかし、僕は「働き方改革」が「ゆとり教育」と同じ轍を踏むと感じたんですね。ゆとり教育は「量よりも質の教育を目指そう」という理念で実施されました。ところが、理念だけが先行してしまって、その時にどういう副作用があるのか、ちゃんと検証していかなかった。

結果、当初は20年、30年後の日本が良くなるために発想力のある子供たちを作ろうとしたはずなのに、たった1~2年後のOECD

の学力調査の結果によって「ゆとりはダメ」だと、嗜み合わない議論の中で否定されてしまったという歴史があります(常見・おおた)。

当然、ゆとり教育の結果には時間がかかるはずだが、こうしたことを見社会全体に理解させることができなかつた。

教員の働き方改革は単に教員の負担を軽減するために、部活動指導を軽減するといったようなことではなく、もっと根本的なところから改革していくかなければ本当の意味で働き方改革にならないのではないだろうか。教員がしなければならないことと何であろうか。文部科学省初等中等教育局教職員課が発行している『教員をめざそう!』(2009) には次のようにある。

- ・教員は教室での授業以外にも様々な仕事をしています。ここでは、代表的な仕事内容を挙げます（学校種などによって、職務内容は異なります）。（文部科学省初等中等教育局教職員課 3）
- ・教員の仕事の中心となるのが教科等の授業です。授業を通して、子どもたちに、学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、学習意欲を身に付けさせる必要があります。

このような授業を行うためには、目標（児童生徒に身に付けさせたい力）やそれに沿った学習活動などを定める指導計画の作成、教材や他の先生の授業の研究などを十分行う必要があります。さらに、試験等の評価を行う際は、単なる成績づけにとどまらず、それらの評価を受け、授業の改善を図ることも重要です。

教員として授業を行うことは大変ですが、子どもたちと一緒に成長できる素晴らしい仕事でもあります。（文部科学省初等中等教育局教職員課 3）

- ・教員には教科等の指導の他にも様々な仕事があります。まず、子ど

もたちが自己実現を図っていくために、適切な生徒指導や進路指導を行う必要があります。また、朝の会やホームルームなどをを利用して、学級全体をまとめなければなりません。さらに、部活動の顧問をしていれば、その指導等を行う必要があります。

子どもには見えないところでも、各教員間で意思統一を図ったり、問題について一緒に考えるための会議等を行う必要があります。

このように、教員は授業以外にも多くの仕事がありますが、教育をよくするためにどれも必要な仕事です。これらの仕事もうまくいったときは大きなやりがいを感じることでしょう。(文部科学省初等中等教育局教職員課 4)

2009年に発行されたものだが、教員の仕事の内容は大きく変わっていないため取り上げた。特に中学校・高等学校を想定すると以下のようになるのではないだろうか。筆者が体験上から考えるものである。

正課教科担当者

- 1 授業を行うための教材研究。
- 2 教科書を補完するようなプリントやテストなどの作成
- 3 授業が単調にならず、生徒の興味・関心を持たせるために、上記
1 を踏まえた授業方法の向上・改善
- 4 教科書を補完するようなプリントやテストなどの作成
- 5 提出物に対する教員からのフィードの際のコメント

教科外の担当

- 1 総合的な学習（探究）の時間の担当
- 2 道徳の担当（特別の教科という位置づけ）

学級（クラス）担任

- 1 学級（クラス）運営
- 2 生徒指導
- 3 進路指導
- 4 調査書等への記載

特別活動との関わり

- 1 学校行事
- 2 生徒会活動
- (3 部活動)

その他

- 1 P T A
- 2 地域貢献

同じ教員と言つても、クラス担任を持つかどうかだけでもその仕事量は教員間で大きな差異が生じる。本来教員は教科であろうと教科外であろうと授業を充実させることができが大きな役割であることは言うまでもないことだ。単に検定教科書を時間割に従ってこなしていくべきよいという単純なものではない。同じ教科書を使用していても年により生徒の様子は異なるだけではなく、クラスによっても大きく異なることがある。教員が教育マシンのようにただ一方的に教えればよいというものではなく、その変化に対応していかなければならない。生徒の理解度によっては前年に使用したプリントが使用できないこともある。ましてや教科書が大幅に改定されるような時にはその負担は大きくなる。

これに加えて、中学校では道徳が入り、中学・高等学校では総合的な学習（探究）の時間も入ってくるのだ。中学・高等学校が教科担任制となり、教員免許状も教科毎になっているが、実際にはその教科以外の教科外科目を担当することもあるのだ。

教員の負担を軽減することを本当に考へるのであれば、授業担当教員、学級（クラス担任）のような生徒指導を中心に行う教員、学校行事などを専門に扱う教員その職務内容を分業化してもよいのではないかとおも思える。学校によっては授業担当数の少ない教員がこうした役割を果たす場合もあるが、それが適材適所になっていればよいのだが、実態はどうだろうか。

特別活動や部活動などに関わる教員自身が学生時代に文化祭、体育祭、部活動などに積極的に取り組んだり、イベントを主催するような経験があればよいが、こうしたことに無関心、全く参加したことがない者が教員になった場合にはどうであろうか。学校行事の場合には教員個人だけの問題ではないが、部活動などは顧問になった教員にまさに丸投げということであったのではないだろうか。運動部などでは全くその競技の未経験者の場合に監督・コーチのような指導者を外部から招聘できればよいが、そうでない場合には教員がその役割を果たさざるを得ないだろう。しかし、部活動が教育活動の場であることは杉本直樹・中原淳対談「学校で行う部活動の『これから』」（2019）の中で次のように述べている。

中原 あくまでも「部活動は教育活動」であるということですね。

杉本 そうです。

中原 学校の先生が学校の中で指導する意味があるとしたら、教育的な部分に付加価値を持たせる以外に、部活動を存在させるロジックは成り立ちません。（杉本・中原 195）

教員の働き方改革を考える上でこうした意見もあることは無視できない。杉本直樹は大阪市立上町中学校国語科教諭、中原淳は立教大学経営学部教授である。

スポーツ庁や文化庁などがガイドラインを策定したが、それは教員の多忙化、過負担になっているほんの一部のことにすぎず、結果的に部活

動の指導を外部委託、あるいは地域の施設等に委託することになり、経済的負担は生徒が負うことになってしまうだろう。本来、教員の多忙化と過負担を減らすには正課教科担当と学級（クラス）担任の職務をどう考えるが最も重要であるはずだが、ここに強くメスを入れるようなことは残念ながら現実化していない。日々の授業を担当しながら、生徒ひとりひとりの記録や調査書等を記入するのは何よりも多忙化の最もたるところだろう。

3 教育が目指すもの

拙著『『文化』を考える—COIVD-19 の影響』（2022）でも触れたが、生徒にとって学校行事や部活動にかける思いは授業を凌ぐものがある。誰もが中学校や高等学校の思い出では修学旅行、文化祭、体育祭、部活動などを挙げることが多く、「〇〇の授業が思い出に残るよね」などというのは稀な事例ではないだろうか。学校はいわゆる勉強するところであるが、教育基本法にもあるように教育の目指すところは生徒の「人格の完成」である。

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

では教員とは何であるか。教育基本法には次のように示されている。

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研

修の充実が図られなければならない。

筆者は教育基本法第1条に掲げる教育の目的を実現するために生徒や学生に日々接しているのが教員である。つまり教員は生徒や学生の人格の完成に深く関わることになる。目的を達成するにいくつかの目標が設定されている。

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育はおもに上記の1及び2が中心となり、3～5に係る内容を扱っている。それは授業でも部活動でも同様である。

『教員をめざそう！』では教員の役割として冒頭で次のように述べている。

「教育は人なり」とよくいわれます。これは、学校教育の成否は教員にかかっているということを意味しています。(文部科学省初等中等教育局教職員課 5)

働き方改革ということを考えると、杉本直樹・中原淳対談「学校で行う部活動の『これから』」(2019) では、部活動の顧問と生徒の関係では次のように述べている。

中原 長時間労働を考えるにあたって、特に中学校の場合は部活動の問題を避けて通れません。それは先生方の労働時間に占める割合だけではなく、生徒の学習や生活に与えている影響の大きさからも言えることだと考えています。実際に、先生の目からご覧になって、中学校生活の中で、担任の先生よりも部活動の先生との時間の方が関わる時間は長くなっているものなんでしょうか。

杉本 長さというよりは、濃さの問題はあるかもしれません。子どもたちの視点で考えると、例えば野球やサッカー、バスケットなど、自分の好きな活動に参加しているわけです。顧問の先生は、それを教えてくれる、さらにチームもまとめている存在です。担任の先生とはちょっと質の違った関わりにはなると思います。(杉本・中原 197)
.....

中原 極端な話ですが、もしも一切部活動の時間がなくなったら、学校はどうなると思いますか？

杉本 まず教師の働き方を見てみると、仕事の総量が減りますから、他の仕事にその分をあてられるのは間違ひありません。夏休みでも部活動がない日は、教材を作ったり、教室の整備に行ったりできます。

中原 子どもたちの生活に影響はありませんか？

杉本 中学生はパワーのある年代ですから、子どもたちに行き場や打ち込むものがなくなることの影響が何らか出てくることは目に見えて

ますね。（杉本・中原 197）

現在、部活動の指導を中心に教員の働き方改革が進みつつある。現場の声、職業としての教員の労働、一方で生徒から見た教員像も無視できないだろう。教員がよりよい授業を展開できるようにする第一歩であってほしい反面、日本の学校教育とは何か、教員とは何をするべきなのかを今一度考えなければならないだろう。

エピローグ

筆者は「特別活動 部活動の取り扱いに関する動向を巡って」（2018）の「エピローグ」で次のように述べた。

教育基本法では学校教育、家庭教育、幼児教育、社会教育が謳われている。教育がすべて学校で行われるわけではない。しかし、部活動は生徒にとって魅力のある活動である。だからこそ、正課外の活動であっても自主的に活動を行っているのである。しかし、教員は万能ではない。精神論だけ指導を行うような時代でもない。国は学校週5日制完全実施に向けて中学校・高等学校でのクラブ活動の廃止、部活動が学習指導要領から削除した。しかし、生徒の活動状況に応じて、学習指導要領の総則に記載することで正課外活動の一環として部活動を位置付けた。国は労働者としての教員の立場を今でも後回しにし、教員の使命感に依存したままではないだろうか。長時間労働が問題となっている昨今、いつまでも「教育の一環」という文言上だけで部活動の指導を教員にゆだねるのは時代の流れから言っても無理があるのでないだろうか。（佐々木 26-27）

現在、スポーツ庁や文化庁が部活動のあり方を模索しているが、教員働

き方改革については肝心の文部科学省が教員の働き方改革についてどう動いているか。ひとつは教員業務支援員が法令化された。

学校教育法施行規則

第 65 条の 7 教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。

もちろんこれだけではない。文部科学省初等中等教育局長瀧本寛「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(3 文科初第 861 号令和 3 年 8 月 23 日) では以下のような内容が盛り込まれている。

(1) 医療的ケア看護職員について

小学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。以下同じ。）を受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）の療養上の世話又は診療の補助に従事する医療的ケア看護職員について、その名称及び職務内容を規定すること（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）（以下「施行規則」という。）第 65 条の 2 関係）。

(2) 情報通信技術支援員について

教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する情報通信技術支援員について、その名称及び職務内容を規定すること（施行規則第 65 条の 5 関係）。

(3) 特別支援教育支援員について

教育上特別の支援を必要とする児童の学習又は生活上必要な支援に従事する特別支援教育支援員について、その名称及び職務内容を規定すること（施行規則第 65 条の 6 関係）。

（4）教員業務支援員について

教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する教員業務支援員について、その名称及び職務内容を規定するものであること（施行規則第 65 条の 7 関係）。

なお、上記（1）～（4）については、小学校における職員に関する規定に位置付けるとともに、幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に準用させること（施行規則第 39 条、第 79 条、第 79 条の 8 第 1 項、第 104 条第 1 項、第 113 条第 1 項及び第 135 条第 1 項関係）。

（5）スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定の幼稚園への準用について

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定を幼稚園に準用させること（施行規則第 39 条、第 65 条の 3 及び第 65 条の 4 関係）。

（6）施行期日

本省令の施行期日（令和 3 年 8 月 23 日）とした

教育の目的は「人格の完成」を目指すものであるが、この教育に携わる教員は労働者である。現在、焦点が当てられているのは「教育」そのものではなく、労働者としての「教員」である。教員の仕事が一種「奉仕」のようなものであるとの認識があつたからだ。旧教育基本法には次のような条文があった。

第 6 条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教

員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならぬ。

教育基本の改正により条文から「奉仕者」が削除され、さらには働き方改革により奉仕者から労働者へ視点が動いたことが大きな要因である。

引証資料

佐々木隆（2018）。「特別活動 部活動の取り扱いに関する動向を巡って」、『新教育課程研究』、第6号、武蔵野教育研究。

杉本直樹・中原淳対談「学校で行う部活動の『これから』」（2019）。辻和洋・町支大祐編／中原淳監修、『データから考える教師の働き方入門』、毎日新聞出版。

常見陽平・おおたとしまさ（2016）。「『働き方改革』に見える『ゆとり教育』と同じ轍 そもそも少子高齢化は克服すべき問題なのか」（2016年10月6日）（<https://toyokeizai.net/articles/-/138667?page=2>）（2022年8月8日アクセス）

文化庁「文化部活動の在り方にに関する総合的なガイドライン」（2018年12月）

（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/kondankaito/bunkakakatsudo_guideline/h30_1227/pdf/r1412126_01.pdf）（2022年8月7日アクセス）

文部科学省a（2013）。「運動部での指導のガイドライン」（2013年5月）（https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatektop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf）（2022年8月2日アクセス）

文部科学省b（2017）。「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編」

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_013.pdf)

(2022年7月31日アクセス)

文部科学省c(2018).『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説
総則編』(https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_1.pdf)(2022年8月4日アクセス)

文部科学省d(2018).『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説
保健体育編 体育篇』

(https://www.mext.go.jp/content/1407073_07_1_2.pdf)

(2022年8月4日アクセス)

文部科学省初等中等教育局教職員課(2009).『教員をめざそう！』

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/miryoku/_icsFiles/afieldfile/2009/09/03/1283833.pdf)(2022年8月10日アクセス)

文部科学省初等中等教育局長瀧本寛「学校教育法施行規則の一部を改正
する省令の施行について(通知)」(3文科初第861号)

(https://www.mext.go.jp/content/20210823-mxt_tokubetu01-000017531_01.pdf)(2022年8月13日アクセス)

【キーワード】部活動、働き方改革、人間関係形成、奉仕者、教育基
本法